

一 般 質 問

令和2年12月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	13番 成川 保美	予算編成のあり方と各事業の今後は
2	5番 峯尾 進	空き家を増やさない町づくりは
3	10番 森 丈嘉	コロナ禍での行政運営は
4	3番 多田 勲	行政のデジタル化推進を
5	7番 尾尻 孝和	(1)中井町役場入口バスターミナル公衆トイレ改修の経過と課題、役場周辺整備の検討との関連で今後の対応は (2)第六次中井町総合計画後期基本計画(案)で小学校給食無償化を目標に掲げたが、その取り組みをどのように考えているか
6	8番 加藤 久美	(1)行政評価の現状と進歩する町について問う (2)鳥獣被害から町民を守る対策について問う
7	1番 石渡 正次	(1)インターチェンジ周辺の土地区画整理事業の進捗状況は (2)園、小学校、中学校の円滑な接続の工夫は
8	12番 原 憲三	(1)公共施設の障がい者トイレの充実を (2)学校の感染防止対策を委託しては

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 予算編成のあり方と各事業の今後は	13番 成川 保美
<p>世界経済は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国際通貨基金（IMF）は「前代未聞の危機であり、回復も不確実なものになる」との見通しを示している。日本経済においては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げているが、生活困窮者の自立に向けて資金を貸し付ける「総合支援資金」は、全体の貸付実績が過去最大を記録したリーマンショック後の2010年度1年分の約11倍に上った。</p> <p>中井町独自でも町民生活の「新たな日常」を守り豊かに暮らせるように、コロナ対策を講じながら、今まで以上に全ての事業の成果を厳しく検証され、事業の廃止、休止など積極的な見直しでスクラップ・アンド・ビルドによる財源確保が必要だ。</p> <p>また町民の負託にこたえる政策展開のためには、持続可能で強固な財政基盤を堅持し、歳入確保による財源捻出や経費節減に努め、最小の経費で最大の効果を発揮する取り組みが更に求められている。</p> <p>緊急度や優先度に応じた費用対効果の高い予算編成の在り方、ヒアリング方式による投資的事业や継続事業の見直し等、令和3年度予算編成にあたり重要視される事、並びに町長公約の進捗状況と今後どのようなまちづくりを目指すのか、各事業の今後の推進について町長のお考えをお尋ねします。</p>	
<p>【町長答】</p>	
<p>最初に、令和3年度当初予算編成で重要視していることについてですが、来年度は、現在策定しております第六次中井町総合計画後期基本計画の計画期間の初年度となります。前期基本計画の成果や進捗状況等を踏まえ、あらためて町の将来像である「一人ひとりが主役！ 魅力育む 里都まち♡ なかい」の実現に向けて、重点プランを中心とした各種施策の推進を行っていく必要があります。</p> <p>一方、財政面では収支規模の縮小や社会保障費の増大、公共施設等の長寿命化対策に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・経済情勢の変化への対応など多くの課題に取り組んでいく必要があります。</p> <p>活力ある持続可能なまちづくりを進めていくために、職員一人ひとりが課題に真摯に向き合い、先例にとらわれず、将来を見据えた上で令和3年度当初予算の編成を行うよう職員に指示いたしました。</p> <p>また、具体の予算編成に当たっては、1、総合計画実施計画ヒアリングの結果を踏まえ、あらためて施策・事業における成果や課題、将来的な方向性についても徹底的に検証し、事業費の精査・抑制を図ること。</p> <p>2、第六次中井町総合計画後期基本計画の計画期間の初年度となることから、計画に定める3つの重点プラン、産官学民の連携で生み出す活力ある里都まち関係人口増加プラン、環境共生の快適な里都まちライフスタイルによる町民いきいきプラン、多様な人材が活躍して助け合う里都まち安心暮らしプラン、を着実に推進すべく、優先順位を見極めた予算計上を行うこと。</p> <p>3、議会からの指摘や提言、決算に対する監査委員の審査結果、事務事業評価の結果等を踏まえ、必要な対応を図ること。</p> <p>4、新型コロナウイルス感染症対策については町民生活の安全・安心の確保を最優先とするほか、新たな日常の実現に向け、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナに向けた事業展開を図ること。</p> <p>以上の4つを予算編成の基本方針と定めました。</p> <p>次に、私の公約の進捗状況と今後どのようなまちづくりを目指すのかにつきましては、公約については、一部未着手のものもありますが、ほぼ着手・実施済みとなっていると考えております。今後のまちづくり、各事業の今後の推進につきましては、最初に述べましたように、総合計画後期基本計画に定める3つの重点プランに基づく各種施策を着実に推進していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>	

【問】 2 空き家を増やさない町づくりは	5番 峯尾 進
<p>本町では空き家対策として、実態調査と空き家バンクを創設して取り組んできましたが、空き家バンクの登録と成約件数は僅かで、関連住宅支援策の利用者も少ないまま現在に至っています。一方では、空き家の数は年々増加傾向にあり、町内での高齢者の一人暮らしなど多い事から、今後も増え続けることが予測されています。空き家の増加は、管理放棄などで、近隣への防犯・防火・衛生面など、住環境への悪影響が懸念されており、町並みの景観が損なわれることなど、地域社会でも多くの問題を抱えております。町においても、空き家の増加に歯止めをかける施策として、適切な情報提供と専門チームによる総合的な助言指導などが必要不可欠で、空き家の利活用や問題空き家の措置など、空き家の増加を抑え、定住促進や良好な住環境維持に道をひらくものと考え、町での対応を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、空き家支援策の対象拡大の検討実施は。 2、官民専門チームによる空き家相談窓口の創設は。 3、空き家を増やさないためのエリアマネジメントと地域への協力要請は。 4、賃貸集合住宅の利活用と指導支援は。 5、所有者不明の空き家対策は。 	
【町長答】	
<p>我が国では人口減少、少子高齢化や核家族化の進行に伴って空き家が増加しており、管理が不十分な空き家による被害などが社会問題化していることから、本町でも将来増加が予想される空き家への対応のあり方を検討するにあたって、基礎的な情報を得るため空き家調査を平成27年度実施し、その対策として空き家バンク事業等に取り組んでいるところです。</p> <p>1点目につきましては、町外からの移住・定住を促進するため、空き家を取得し、改修をしようとする子育て世帯の移住者に対して、平成29年度から「中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金」制度を創設しており、平成30年度から、夫婦の年齢要件、施工業者についての条件緩和を行い、平成30年度2件、令和2年度1件の転入となっています。条件緩和については現時点では考えていませんが、今後の利用状況をみながら検討していきたいと思っております。</p> <p>2点目につきましては、現在町では、神奈川県宅建協会小田原支部と空き家バンクに係る協定、空き家に関する補助制度周知の協力、シルバー人材センターとは空き家等の適正な管理に関する協定など連携することにより、空き家の利活用等に努めているところです。官民専門チームにつきましては、近隣自治体において、事前予防策として、弁護士、司法書士、税理士、建築士、宅建士などによるセミナー・相談会等が開催されていることは認識しております。これらの事例なども参考にしながら、今後、必要に応じて、専門家による相談会の実施などを検討してまいりたいと思っております。</p> <p>3点目につきましては、空き家は所有者の資産であることから、行政は、法令に基づき、当該所有者の適正な管理を確保するため、個別に、必要に応じた助言、指導、勧告等を行うことが基本であると考えております。他の自治体において、行政単独では対応に限界がある場合などに、地域一体で持続的に空き家とその所有者及び家族にアプローチしていくエリアマネジメントによる空き家対策が行われていることは認識しているところです。エリアマネジメントの手法につきましては、専門家等を構成員とする協議会の設置や自治会等での取組など様々な事例が紹介されておりますが、本町においては、空き家に関する相談件数もそれほど多くないのが現状であり、現在の所、行政で対応できるものと考えことから、エリアマネジメントによる空き家対策は考えておりません。</p> <p>4点目につきましては、現在町では、子育て・若年夫婦世帯が空き家を取得して必要な改修を行うことに対して補助金を交付していますが、これは、長期にわたり本町に定住していただくことを念頭に置き事業を展開しているものです。賃貸住宅物件の場合は、長期にわたる居住が確実でないこと、また、賃貸住宅物件は、家賃収入により収益を見出し、事業展開を図ることを目的としており、事業者の判断による適正な管理が行われるべきであると考えことから、現在の所、賃貸住宅物件の利活用の支援策は考えておりません。</p> <p>5点目につきましては、現在の所、調査などにより町が把握している空き家に所有者不明の空き家はないと認識しております。まずは、所有者不明の物件が発生しないように、事前予防を目的とした土地や家屋の適正管理に関する情報提供や意識啓発等に取組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	
【問】 3 コロナ禍での行政運営は	10番 森 文嘉
<p>現在、コロナといった同じ課題に全世界が直面しているため、世界的に指導者が試され比較されている。リーダーの重要性がより意識されているからだ。国内においても「国や県に依存したままか」「自律して覚悟をもって行動するのか」非常事態に挑む首長の姿勢に関心が高まり、比較・評価の対象となる。</p> <p>本町におけるコロナ禍での行政運営について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、町内スポーツ団体、各種文化団体などのこれまでの活動状況と今後の予定は。 2、デイサービスや訪問介護などの利用状況と、福祉関係事業への影響は。 3、イベントや施設利用の自粛などで、役所内での仕事量、忙しさの格差が生じていると思うが、その状況と対応は。 4、今後、自粛されていたイベントや各種事業の再開に向けた計画と対応策は。 5、職員の勤務環境にテレワーク導入の検討が報告されているが現在どのような状況か。 6、総合計画にある「交流人口の増加施策をもって、定住人口に繋げる」という基本方針はコロナ禍では適切 	

とは言えない。コロナとの共存を踏まえた計画が必要では。

7、コロナとの戦いは長期戦と認識するが、コロナ危機終息後の住民サービスの在り方や未来を見据えた行政価値の再設計は。

【町長答】

全国各地で第3波と言われる新型コロナウイルスの感染が拡大しており、いまだ収束の見通しが立たない中、町の行政運営については、感染の流行状況等を見極めながら、町民の安心安全と行政サービスを両立させるべく、ウィズ・コロナで適切に対応していきたいと考えております。

1点目につきましては、大半の町内スポーツ団体、文化団体は活動拠点を町内公共施設においていることから、緊急事態宣言の発令に伴い、5月末までの活動を自粛せざるを得ない状況でありました。しかしながら、宣言解除後は町でも、利用人数を制限し、非接触型の体温計や、手指消毒液を準備し6月より公共施設の開放を再開しました。それに伴い、多くの団体は、感染対策を講じながら活動を再開しています。

一方、感染症が収束してから利用を再開するとしている団体もあり、今後の予定は、各団体の判断に委ねている状況にありますが、町としましてはできる限り活動を支援してまいります。

2点目につきましては、デイサービスを含む通所系サービス利用で減少が見られ、現在もなお利用控えの状況が続いています。また、訪問看護を含む訪問系サービスについても、一部の訪問サービスで減少が見られました。その後、増加傾向に転じ、現在では前年度を上回る利用状況となっています。

福祉関係事業への影響ですが、緊急事態宣言発令中は開催を見送っていた介護予防事業ですが、感染対策に十分配慮しながら実施体制の整った事業から7月以降、順次再開し、高齢者の外出控えに伴う身体機能の低下に留意して事業を展開しています。

3点目につきましては、感染症の拡大防止のため、町有施設の臨時休館や利用制限、イベントを含む各種事業の延期や中止の対応を行うと同時に、急速に縮小する経済活動により大きな影響を受けている地域経済や町民生活を迅速・的確に支援するため国の経済対策や町独自の緊急支援策を実施しております。

仕事量、忙しさの格差が生じているところのご指摘ですが、緊急支援策の実施等に伴う一時的な事務量の増大に対し、配置された正規職員の対応では事務処理に支障が生じると認められる場合には会計年度任用職員を採用し対応させていただいているところです。

なお、感染症に係る業務量の増減変化は、各課が所掌する業務内容から正規職員の配置換えによる対応を行うまでの変化ではないと判断いたしましたが、感染症の対応に限らず、何らかの要因により業務内容や業務量に著しい変化が生じた場合は、会計年度任用職員の採用による対応だけでなく、年度途中であっても正規職員の配置換えや組織の見直しを状況に応じて行っていく必要があると考えております。

4点目につきましては、イベント等の再開にあたっては、これからも継続的な感染対策が必要であることから、以前と同じ開催方法での実施は難しいと考えておりますが、各イベント、事業において、広い会場への変更や3密にならないように事業内容を見直すなど、開催可能な方法で実施していきたいと考えております。

5点目につきましては、感染症の拡大防止と新たな生活様式への適応のための取り組みとして、職員の勤務環境にテレワークの導入を図るため、その関係経費を本年度の一般会計補正予算第3号及び第7号に計上し、ご議決いただきました。

テレワークの導入に当たっての現在の状況ですが、テレワーク環境の構築にあたって情報セキュリティ対策などの観点から検討を行い、必要となるネットワーク環境の設定や情報機器の仕様などを決定し、先月、事業者と契約いたしました。1月間程度の試行を経て、令和3年4月からの制度運用を予定しておりますので、環境構築とあわせて情報管理方法や勤務管理方法等のテレワークの具体的実施・運用方法を現在検討しているところです。

6点目につきましては、第六次中井町総合計画後期基本計画の策定は、昨年度から2か年で取組んでおり、素案も固まった時期に新型コロナウイルスが流行した事や、今なおコロナ収束の見通しが立たない状況にあり、現時点で中長期的な対策を盛り込むことは困難であることから、現在の計画案は変更せず、毎年の評価検証や実施計画の中で必要な対策を講じていくことを考えています。なお、交流人口などの重点プランの目標数値につきましては、コロナの影響も考慮した目標数値としているところです。

7点目につきましては、コロナ禍で密な都会を離れた疎らな生活が対策の一つであることからテレワークやワーケーションなどの新しい取組みが加速し、都心から離れた自然豊かな郊外の生活環境が注目を集めています。本町はこうした特徴に加え、都心へのアクセスの良さが共存していることから、そのことに着目して本町に移住する方や来訪する方もあると考えます。後期計画ではそのような施策もテーマにしており、位置付けた各種施策を展開することで定住人口を確保し、活力ある持続可能なまちづくりに繋げていきたいと考えています。加えてコロナ禍を契機にデジタル化の流れが加速し、行政のデジタル化の取組みによる住民サービスの向上や効率化も求められていることから、国や関係自治体の動向も注視しながら取組んでいく必要があると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【問】 4 行政のデジタル化推進を

3番 多田 勲

国は、2019年12月に具体的なデジタル行政の構築に向けた取り組みとして、デジタル・ガバメント実行計画を策定しました。この計画では、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者がデジタル技術の便益を享受し、

社会課題を解決しつつ、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるようにするとしております。

また、このたびのコロナの影響に伴い、人との接触を避け、オンラインでのやり取りが日本や世界中で急速に進んでおり、世界中でデジタル化の流れは大きく加速しております。このような状況下、行政のデジタル化を推進し、役所業務の生産性の向上と町民の利便性の向上を実現していく事が急務であり、喫緊の課題と考えます。デジタル化への変革はこの5年が勝負と言われており、その取り組みの差によって住民サービスに大きな影響が出てくると思います。コロナ禍で新しい生活様式へ変わることが求められるピンチな今こそ、社会の変革やリスクに対応する新時代の中井町をデザインし直す、大きなチャンスでもあります。今後、町はどのような方針や計画を持って、行政のデジタル化を推進していくか伺います。

- 1、住民サービスを向上させる取り組みは。
- 2、役場業務の効率化をどのように図るか。
- 3、スマートシティへ転換する考えは。

【町長答】

3点ご質問をいただいておりますが、相互に関連する内容ですので、一括してご回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、新しい生活様式に向けた取り組みが求められているなかで、我が国においては、特に行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れが今般の感染症拡大により顕在化している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、政府は、本年7月に公表した「経済財政運営と改革の基本方針2020」、いわゆる骨太の方針の中で、「新たな日常」を構築する原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進し、デジタル化やIoT技術の活用により、今後の経済成長を主導するとともに、より便利で豊かな生活を実現するとしております。

本町においても、コロナ禍を乗り越え、新しい生活様式に適應することで、行政サービスの水準の維持・向上を図るため、本年度の補正予算において、GIGAスクール構想の推進、各種証明書のコンビニ交付サービスの導入、オンライン会議システムの導入、テレワーク環境の構築など、住民サービスの向上や役場業務の効率化を目指し、デジタル化技術の活用に着手しているところで。

スマートシティへの転換については、こうしたデジタル化の取り組みを今後さらに加速化し、本町の課題に対し、ロボット、AI、ビッグデータ、オープンデータ、自動化、遠隔化技術などを活用し、その解決を図るための取り組みを求められているものであると理解しておりますので、まずは、課題解決に資する取り組みを一つひとつ具体化していくことが重要であると認識しております。また、こうした取り組みについては、課題を正しく認識した上で、その解決に適したデジタル化の方策を正しく選択することが必要ですので、企業や大学などとの連携により取り組むことも効果的ではないかと考えております。そういった観点から、今後、先進事例等について調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】5(1)中井町役場入口バスターミナル公衆トイレ改修の経過と課題、役場周辺整備の検討との関連で今後の対応は 7番 尾尻 孝和

中井町役場入口バスターミナル公衆トイレは、昔ながらの汲み取り式トイレのままで、男性用は仕切りがなく使いづらく、男女共用の2つのトイレは、「最近、あそこを利用した」という声を聞くことはありません。

2009年度予算に汲み取り式の撤去費用、合併浄化槽も含めた水洗トイレ設置の関係経費が盛り込まれました。しかし、その年の12月、「地権者の同意が得られず」に、関係経費1,622万6千円が減額補正されました。

東京オリンピックのころ、半世紀以上前に設置されたとされるこのトイレは現在まで改修されることなく、シルバー人材センターに委託した2週間に1回の清掃と、3か月に1回ほどのペースで汲み取りをおこなっている現状で、一刻も早い改修が求められます。

- 1、2009年以降11年がたっています。その間、地権者との話し合いはどの程度もたれたのか。その内容は。
- 2、役場周辺整備の検討との関連で、現地改修をあきらめ、先送りされていないか。

【町長答】

議員ご質問の1点目、2点目においては、関連性がございしますのでまとめてお答えさせていただきます。

中井町役場入口バスターミナル公衆トイレについては、昭和49年度に改修工事が実施されたものの、水洗化されていない施設ということで、衛生面等において問題があると認識しております。

現在、トイレの清掃を2週間に1回の頻度で実施するとともに、1か月に1回の汲み取り作業を、それぞれ民間業者に委託しながら維持管理に努めているところで。

町では過去に「ふれあいと交流の里づくり事業」ということで、中央公園を主体とした散策路整備の実施に合わせ、比奈窪バス停トイレ整備をバス事業者と協議しながら計画を進めておりましたが、地権者との関係や認識の相違などにより、同意が得られなかったこと、また地権者の意向等もあり未更新のままの状態です。

そうした中、ご指摘のトイレ改修については、町としても何らかの対応を考えなければならないと十分認識しており、第六次中井町総合計画後期基本計画や中井町都市マスタープランにおいても、拠点整備の一つとして「役場周辺の土地利用」を掲げておりますので、公衆トイレやバスターミナルなども含め、いろいろな角度より検討を進めながら、総合的に判断し対応していかねばならないと、考えております。

いずれにいたしましても、利用者の利便性等を考慮しながら、バス事業者も含めどのように取組んで行くべきか、しっかり見極め判断してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

【問】 5（2）第六次中井町総合計画後期基本計画（案）で小学校給食無償化を目標に掲げたが、その取り組みをどのように考えているか **7番 尾尻 孝和**

後期基本計画の基本目標に結びつく個別目標値として、小学校給食費自己負担額0円（3,800円／人）をかかげ、期待される効果として「快適に子育てができる町づくりの促進」をあげられています。

この課題の性質からして、その実施は5年間で徐々にということでなく、5年間のうち、ある年度から実施になると思われます。先の定例会で「具体的な実施期間につきましては、他の施策の取組や財政状況を見ながら判断させていただいて、取り組んでいきたい」とのことでした。

この「他の施策の取組や財政状況」の判断とその関連について伺います。

1、新型コロナウイルス感染症は今年度の財政収支にどのような影響を及ぼしているか。

2、同じく、来年度財政収支にどのような影響が見込まれるか。

3、役場周辺整備については、「インターチェンジ周辺を中心とした企業誘致施策等の効果や時期を測りつつ、将来的な可能性を模索していく」とされ、早くも第六次総合計画後期基本計画期間後の検討になると思われます。来年度から5年間の後期基本計画期間中、一般会計から数億円単位の支出を必要とする新規施策として、どのようなものを想定されているか。

【町長答】

1点目については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、特別定額給付金給付事業など国が進める緊急経済対策に加え、町民の生活や地域経済を下支えしていくため町独自の緊急支援策を展開しております。これらの対策に伴う財政需要の増大及びその財源については、今年度の補正予算において予算措置をさせていただいており、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大の状況により追加的な財政需要が生じた場合には、適切に対応してまいりたいと考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による財政需要の増大が予算総額を押し上げる特殊要因となり、一般会計の現計予算総額は52億円を超える規模となっております。新型コロナウイルス感染症対策等に伴う追加的な財政需要については、国・県支出金の活用を図るとともに、自主財源の大宗をなす町税が当初予算額を上回る見込みであることから、現時点では昨年度と同水準程度の実質単年度収支は確保できるものと見込んでおります。

2点目についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済活動の縮小による企業の業績悪化や、個人所得の減少などが本町においても歳入面での影響として顕在化してくるものと考えております。令和3年度予算編成に先立って、総合計画実施計画のヒアリングを実施いたしましたが、町税については税制改正や評価替えによる影響に加えて、個人町民税及び法人町民税で、それぞれ景気後退に伴う減収が見込まれるほか、地方消費税交付金など各種交付金についても増収を見込むことは困難な状況であると判断しております。

一方、歳出面では、扶助費や社会保障費、公共施設・インフラの老朽化に伴う長寿命化対策関係経費などの財政需要の増加要因に加え、新型コロナウイルス感染症が与える影響の長期化への対応、更にはウイズ・コロナ、ポスト・コロナに向けた事業展開にも取り組んでいく必要があると考えています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度の当初予算編成においては、令和2年度の財政収支を見込みつつ、財政調整基金からの繰入などにより適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目については、総合計画後期基本計画の計画期間である、令和3年度から令和7年度を対象として実施した総合計画実施計画ヒアリングにおいては、特別会計・企業会計への繰出金・負担金や他団体への事務委託料、児童手当や障害者自立支援事業などの経常的な内容を除き、1億円以上の事業費を想定している事業については、今年度から実施しております巖島湿生公園の木道改修事業、インターチェンジ周辺土地利用推進事業の2事業です。新規事業に限定しますと1億円を超える事業費については現時点で想定しているものはございません。

【問】6(1)行政評価の現状と進歩する町について問う	8番 加藤 久美
<p>町では、効率的な行政運営を図るため、行政評価制度を導入しています。行政評価とは、一般に「行政の活動を何らかの統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させること」を言い、本町での制度実施は今年で実質4年となり、その成果や課題が見えてきているのではないかと思います。行政評価は行政内部の身内による評価が多いため、効果が見えにくい面もあると言われていますが、本町では外部委員会を設け、事務事業評価を公開するなど、透明性や公平性にも配慮しています。</p> <p>しかし、事業開始から4年経った今も尚、町政に対する町民意識は低く、その効果を実感することができません。実際には行政評価というただ制度のみが存続していて、機能的に活用されていないのではないかと「行政評価を行っています」というスタイルが目的になっていて、それが、より良い行政運営や町づくりへと機能し改革されているのかなど、以下質問の中から伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、行政評価の目的とする4点の成果と課題について。 2、事務事業評価制度の現状から見る役割について。 3、社会情勢や評価実績などから見える今後の課題について。 	
【町長答】	
<p>町では、平成29年度より本格的に事務事業評価制度に取り組んでおり、評価の客観性等を図るため外部評価を導入し、事業の改善に努め、予算編成と連携を図ることで限られた財源の有効性、事業の選択と集中など、効率的な行政運営に努めているところでです。</p> <p>それでは、3点のご質問について一括して回答させていただきます。</p> <p>行政評価の目的は①成果重視型の行政運営、②わかりやすく透明性の高い行政運営、③計画・実行・評価・改善のしくみの確立、④職員の意識改革の四つを大きな目的としています。</p> <p>行政評価制度の一つである事務事業評価は、1次評価から3次評価を行い、予算を伴う総合計画の実施計画の策定など予算編成と連携する運用で、いわゆるPDCAサイクルを確立しており、3次評価の外部評価委員会による外部評価においては、町民公募委員などの町民の町政への参画機会の確保、学識者や有識者などの外部からの意見聴取の機会の確保、所管課職員による事務事業の説明や質疑応答などの説明責任の機会を通じた職員のコスト意識の徹底と政策形成の能力の向上の役割を、また、町ホームページでの評価結果の公表により、町民にわかりやすく透明性の高い行政運営の役割を持たせています。</p> <p>これまでの事務事業評価により、定期的に継続してこのサイクルを繰り返すことで4つの目的に対する取組みを行ってきており、その成果は表れていると考えております。</p> <p>各事務事業の評価は、特に外部評価において、学識者や有識者、町民などの行政外部から、それぞれの立場からご意見をいただき、内部評価とは違う多角的な評価視点からのご意見ご指摘もいただいているところで。最終的な各事務事業の方向性は評価の結果を参考に、町当局の判断により決定することになりますが、今後もこれらのご意見等を踏まえたうえで行政運営に努めてまいります。</p> <p>また、これまでの事務事業評価の実施にあたりましては、予算編成と連携するための実施スケジュールの見直し、事務事業に係る精度の高い間接経費を把握するための業務日報の導入、今年度につきましては、コロナ対策として、外部評価の一部リモート化など事務事業評価自体も評価検証を繰り返しながら運用しているところで。総合計画の進行管理という観点から、重点プランなどの施策の評価を重視した評価手法に取り組むことに加え、コロナ禍などによる社会情勢の変化なども踏まえ、今後もより効果的で効率的な行政評価の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	

【問】6(2)鳥獣被害から町民を守る対策について問う	8番 加藤 久美
<p>近年、イノシシなど鳥獣被害は全国的にも大きな問題となっており、各自治体でも被害対策は困難を極めています。本町においても同様で、年々イノシシの日中街中での目撃情報も増加、学校に出没したり、接触しケガ人も出ていることから地域住民の不安の声も高まっています。</p> <p>また、何よりも農家被害は重く、落胆と悲痛な声に、掛ける言葉を失う程です。鳥獣対策の中でも特にイノシシ問題については重要課題であり、本気の政策が求められています。町民の生命と財産が脅かされている事実に対し、町の対策と現状、今後について伺います。</p>	
【町長答】	
<p>鳥獣被害は年々広がり、農業生産者のみならず、街中での被害報告も受けており、町域全体に及んでいるような状況です。</p> <p>先般、井ノ口地区では、イノシシの住宅地への侵入や車両への衝突、また接触してケガをされた方がいられるとの事で、通報を受けた警察車両によるパトロールと地域への注意喚起の広報活動と並行し、現地での状況把握に努めました。</p> <p>これらの事象に対しては、今後も正確な情報の収集に努め、必要に応じ防災無線や安全安心メールなどを活用し、注意喚起を図ってまいります。</p>	

また、町のこれまでの取組みとしては、農作物被害への対応として、町猟友会と地域の農業者で構成された組織による駆除活動を支援しており、必要な免許の取得・更新費用の補助や罠などの支給のほか、農地への電気柵設置費用等への補助を継続すると共に、イノシシなどを呼び寄せないよう野菜残渣の適切処理を呼びかけるなど、日頃から出来る取組みについての広報も実施しております。

被害の拡大を防ぐためには、地域での一体的な対応が重要であり、今後も関係機関と連携し、駆除活動や被害防除への支援、啓発に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】 7(1) インターチェンジ周辺の土地区画整理事業の進捗状況は

1番 石渡 正次

井ノ口諏訪地区では、新たな産業拠点の形成に向け、土地区画整理事業と土地改良事業を推進していることは周知の通りです。令和元年6月12日の一般質問で「説明会の持ち方」について「周辺の地権者への地元説明会を開き、その計画に対して地域の方から意見を聞きながら対応できる所は対応する。(中略)反映できない所は地域住民と話し合いをしながら事業を進められたらと考えています。」との回答。

その後、7月31日に第1回説明会を井ノ口公民館で、8月20日に現地説明会を坂本地区で、そして、12月21日に第2回説明会を宮原自治会館で行いました。特に、第2回説明会では、住民から出された重要項目についての対応策の説明があり、土地改良事業では住民の声が反映されたものでした。一方、土地区画整理事業は、井ノ口上幹線から県道へのアクセスの話が中心で、住民の考えや要望に対して、十分に理解できるような回答はありませんでした。その後、住民は不安や不満を感じながら生活をしています。そこで質問します。

- 1、道路線形が変更されたとのこと、その後の町の取組みに具体的な変更はあるのか。
- 2、住民の声を聞く場の計画は。また、住民の声をこれからどのように活かしていくのか。

【町長答】

町では、秦野中井インターチェンジ周辺地区の土地利用の推進に向け、市街化区域編入に向けた関係機関との協議を進めております。

また、市街地整備事業として行われる土地区画整理事業、ほ場整備事業として行われる土地改良事業についても、それぞれの事務局に対し指導、助言を行うとともに、必要な協議を進めております。

本地区におきましては、町が行う都市計画事業のみならず、区画整理事業、土地改良事業の両事業と一体となり、新市街地の形成を図っていく必要があることから、三位一体となって取り組んでいるところでございます。

それでは、石渡議員の質問に順次お答えさせていただきます。

1点目のご質問ですが、過日、神奈川県警察本部との計画協議が決り、概ね道路線形が明確になったところでございます。

昨年、地元説明会において提示いたしました道路線形と比べ、道路構造令に則した曲線部の形状の変更、車道幅員の拡幅をするとともに、街区道路の本線に歩道を設けるなど、新市街地のみならず、既存市街地からの歩行者導線を確保した道路線形といたしました。

町といたしましては、この県警本部との協議結果を組合事務局に報告するとともに、今後、組合が県警本部と行う実施協議に向け、道路線形の再検討の必要性等を引き続き協議していくこととしております。

2点目のご質問ですが、本地区の土地利用の推進につきましては、第六次中井町総合計画 後期基本計画や中井町都市マスタープランにおいて、本町の産業立地需要のポテンシャルを活かした計画的な土地利用を図っていく地域として位置付けた事業となりますが、整備手法は組合が区画整理事業で整備する事業となります。

町は、事業主体に対し、必要な助言、指導を行い、整備後において町民の方が安全で安心して生活ができるよう関係機関等と調整し又は仲介する立場でございます。

町といたしましても、これまでの説明会でいただいたご意見を踏まえ、許認可権者と協議を進めており、工事の詳細設計ができましたら改めて地域の方への説明を組合へ求めていく予定でおりますのでご理解願います。

【問】 7(2) 園、小学校、中学校の円滑な接続の工夫は

1番 石渡 正次

入学した子どもたちが学校に馴染むことができず、登校することを渋ったり、不登校になったりすることが、全国的に起きています。多くはないが、中井町でも入学後に登校を渋る子どもの存在を耳にすることもありました。

文科省では、これらの事実を重く捉え、園と小、小と中の接続を円滑にできるような方策を工夫するよう、各学習指導要領に記載し促しています。考えてみれば、小学1年生を40人学級から35人学級へと法律改正を行ったことも、その対策の一環であると言えます。各自治体も様々な工夫した対策をとっています。中井町でも同様に様々な工夫を凝らし、対策をとっているものと思います。

そこで、町での状況及び具体的な対策について質問をします。

- 1、小1プロブレムや中1ギャップと言われる現象で把握していることは。
- 2、小1プロブレムや中1ギャップがおこる原因について、どのような認識をしているか。
- 3、園と小学校、小学校と中学校などの円滑な接続のために、どんな対策をとっているか。

【町長答】

(町長答弁)

次に、2問目「園、小学校、中学校の円滑な接続の工夫は」のご質問についてお答えいたします。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、5月まで臨時休業の措置がとられたり、臨時休業明も、分散登校を実施したり、授業スタイルや教育課程の見直しが行われてきた中でも、元気に子供たちは毎日学校生活を送っています。

それでは、ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは私からお答えします。まず1点目についてお答えします。

本町の小学1年生や中学1年生を含めた全児童・生徒については、現在、比較的落ち着いた学校生活を送ることができています。しかし、教育委員会が10月に実施した「いじめアンケート」の調査結果や園長・校長会の報告などからは、人間関係を上手に築くことができないために、友人間のトラブルが少なからず発生している状況が事例として見受けられます。特に、小学1年生を中心とする小学校の低学年では、相手の嫌なことを言ったり、言葉で相手を傷つけたりするなどの「言葉によるいじめ」が見られました。また、中学校1年生では、新しい環境に不安や戸惑いを感じ、友人関係で悩んでいる生徒が見受けられました。

続いて、2点目のご質問についてお答えいたします。

小1プロブレムや中1ギャップが起こる大きな原因は、環境の変化にあると認識しております。小学1年生については、幼児期では、主体的な活動を通して様々なことを学んでいましたが、小学校へ入学すると、教科書を使った座学を中心とした学習活動となり、また、45分間の授業に集中して取り組むことを求められるため、保育園やこども園の時と比べて自発的な活動に取り組むことが難しい状況になっています。

また、中学1年生では、教科担任制が始まることや、学習内容が小学校よりも難しくなり、なおかつ授業スピードも速くなることにより、授業内容を理解することが大変な状況になっている生徒もいます。さらには、小学6年生の時は、学校のリーダーとして活動していましたが、中学1年生になると、中学2年・3年のもとの活動に取り組むことが多くなり、状況の変化に対応できないことも原因の一つであると認識しています。

次に、3点目のご質問ですが、本町においては、小学校や中学校の体験入学を行ったり、小学生による園児への読み聞かせを行ったりするなど、様々な交流事業を行うことで、進学に対する不安や心配を少しでも減らす取組を行っています。

また、教職員については、校内・園内研究会において、授業づくりをテーマに、授業参観や研究協議を行っています。その際、他校等の教職員も参加し、教育目標やカリキュラムの違いを理解する取組も行っています。授業づくりだけでなく、幼児児童生徒指導研究会や道徳教育研究会など、幼小中合同の研究会を開催し、情報交換を行いながら、教職員同士の共通認識や相互理解を高めることで、園と小学校、そして、小学校と中学校の円滑な接続を図っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

【問】 8(1) 公共施設の障がい者トイレの充実を

12番 原 憲三

町長寿命化計画の中で、築30年以上が経過した建築物は、「社会状況の変化などに対応した性能や機能を付加する長寿命化改修(延命化)が必要となる可能性があります」とし、バリアフリー化もそれに当たるとしています。

新たな生涯学習施設が検討されてから15年、それが先送りになって、2年が経過しています。バリアフリー化が完全でない農村環境改善センターをそのまま放置するのではなく、まずは障がい者用トイレを必要な皆さんに向けて、今、作るべきです。昨今は、仮設トイレでも身障者に向けたものが出回っており、多目的トイレとして独立した建物を作ることも可能です。

公共施設のバリアフリーの充実、町の障がい者への向き合い方を示している、具体例のひとつです。その点から学校を含む公共施設を見れば、この町は本当に障がい者や弱者を大切にしているか疑問で、その点から質問します。

1、農村環境改善センターの裏口をバリアフリー化し、町の資材置き場に多目的トイレを設置し、開館中使えるようにしては。

2、町内小中学校、特に障がい者トイレが一つしかない、井ノ口小に多目的トイレを建てる考えは。

【町長答】

本町では「誰もが住み慣れた地域で支えあい、自立・安心して暮らせるまち」を念頭におき、障がいのある人もない人も、ともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働による町づくりを推進しています。そのため各種施策を実行しているところであります。

1点目のご質問についてですが、議員ご承知のように農村環境改善センターの裏口については、防災倉庫等があり狭小で、設置するためのスペースを確保するのが困難で、あり、仮に外にトイレを設置した場合、その周辺は人気がなく防犯上の問題や、雨の日などに、ご不自由をお掛けすることも予想されます。総合的に判断し、農村環境改善センター裏口に多目的トイレを設置することは課題が多いと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

まず、町内の小中学校の障がい者の方が使用できるトイレの設置状況についてですが、中村小学校には、南校

舎の各フロアに1箇所の計3箇所、井ノ口小学校には、C棟の1階に1箇所、中井中学校は、A棟の1階に2箇所となっております。

議員ご指摘のとおり、井ノ口小学校には1箇所しかない状況ではございますが、現在の利用状況等を鑑み、新たに設置するのではなく、現在のトイレを有効活用していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】 8(2) 学校の感染防止対策を委託しては

12番 原 憲三

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が解除され、小中学校の再開にあたっては、休校の遅れを取り戻すだけでなく、子どもたちの感染防止対策に苦慮されていることと思います。特に手洗い場やトイレなどの消毒は、現状では、教職員にお願いしなければならず、大きな負担になっていると思います。

町教育委員会では、4月から先生方が子どもの学びの保障に注力できる体制づくりを目的として、教員の業務支援を行う、スクール・サポート・スタッフを配置しています。その職務内容には、教員が行う事務作業の補助から児童・生徒の学びの支援も行われているが、消毒支援まで幅広くなっており、当初の想定を超えているのではないのでしょうか。

ますます新型コロナウイルス感染症が広がれば、子どもたちの健康観察や心のケアなど、先生やスクール・サポート・スタッフがやるべき仕事は増えていきます。この際、手洗い場やトイレ清掃は専門の業者に委託することは考えないか、お聞きします。

【町長答】

現在、新型コロナウイルスの猛威が収まる気配が一向にありません。そのような中、小中学校での感染症対策については、教育委員会が作成した「中井町立学校の教育活動再開等に関するガイドライン」等に従い、新しい生活様式を踏まえ、教育活動と感染症対策の両立に向けた工夫と配慮の中で行っているところであります。

それでは、ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、私から、原議員の2問目のご質問についてお答えします。

新型コロナ感染拡大防止のための臨時休業になるまでは、小中学校では、児童・生徒は、毎日、学校生活を送っている場所を清掃してきました。

しかし、小中学校は令和2年3月から臨時休業になり、6月の再開からは、感染防止の観点から、児童・生徒は清掃活動を実施していません。その間は、教職員やスクール・サポート・スタッフ、学習指導員が清掃し、消毒も行ってきました。

8月に入り、文部科学省通知の中で、「普段の清掃・消毒のポイント」が提示されました。併せて、発達段階に応じて、児童・生徒が通常の清掃活動の中で、消毒しても差し支えないことも示されたことにより、小中学校に対して、児童・生徒による通常の清掃活動を再開してよいことを指示しました。

中井町教育委員会では、これまでと同様に、清掃活動は自分たちの学級や学校生活をよりよくするために、集団の一員として、自分の役割を自覚し、仲間と協働で実践できる価値ある活動と考えております。

また、現在、小中学校には、臨時休業や感染症対策に伴う影響による教員等の業務支援や学校教育活動の支援を目的に、スクール・サポート・スタッフ及び学習指導員を配置しております。

このようなことから、スクール・サポート・スタッフや学習指導員等を十分活用しつつも、基本的には、手洗い場もトイレも児童・生徒の学校生活の場であり、児童・生徒が清掃する範囲と考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。